

1) 障がい者の相談窓口

『どこに相談したらよいか?』

障がいのある方の施設入所や生活、医療の相談を受けています

◆公共相談機関

相談内容		相談先機関名	住所及び電話
18歳未満の方についての相談、判定、指導 (施設入所、その他)		佐久児童相談所	佐久市岩村田3152-1 TEL 0267-67-3437
身体障がい、知的障がいについての相談 ・手帳交付 ・在宅福祉 ・施設入所 ・その他		小諸市福祉事務所 (小諸市福祉課福祉係)	小諸市相生町3-3-3 TEL 0267-22-1700 (代)
精神障害者保健福祉手帳及び 精神通院医療費公費負担について		小諸市福祉事務所 (小諸市福祉課福祉係)	小諸市相生町3-3-3 TEL 0267-22-1700 (代)
精神障がいについての相談		小諸市役所 (健康づくり課)	小諸市相生町3-3-3 TEL 0267-25-1880
特定疾患医療 精神障がいについての相談		佐久保健福祉事務所 (佐久保健所)	佐久市跡部65-1 TEL 0267-63-3111 (代)
妊娠・出産・健康についての相談		小諸市役所 (健康づくり課)	小諸市相生町3-3-3 TEL 0267-25-1880
介護保険		小諸市役所 (高齢福祉課介護保険係)	小諸市相生町3-3-3 TEL 0267-22-1700 (代)
税金の相談	市県民税 軽自動車税 (種別割)【市税】	小諸市役所 (税務課市民税係)	小諸市相生町3-3-3 TEL 0267-22-1700 (代)
	自動車税 (種別割・環境性能割)【県税】	東信県税事務所	佐久市跡部65-1 TEL 0267-63-3111 (代)
	所得税 その他【国税】	佐久税務署	佐久市岩村田1201-2 TEL 0267-67-3460
年金の相談	国民年金	小諸市役所 (市民課国保年金係)	小諸市相生町3-3-3 TEL 0267-22-1700 (代)
	厚生年金	小諸年金事務所	小諸市田町2-3-5 TEL 0267-22-1080 (代)
職業相談 (就職、雇用保険、その他)		ハローワーク佐久 (佐久公共職業安定所) 小諸出張所	小諸市御幸町2-3-18 TEL 0267-23-8609
		佐久圏域障がい者就業・生活 支援センター ほーぷ	佐久市岩村田1880-4 TEL 0267-66-3563

◆その他の相談機関

民生・児童委員協議会 (各地区)	民生委員は児童委員を兼務し、生活に困っている方、児童、障がい者、高齢者などの援護を必要としている方の相談に応じ、行政や関係機関へつなぎます。そのほか、見守りのための訪問活動や行政などの依頼に基づき状況調査に協力します
佐久広域連合 障害者相談支援センター	身体、知的、精神、障がい児の相談に対応する相談支援センターです 開所時間：平日８時３０分～１７時１５分 佐久市取出町１８３ 佐久市振興公社ビル１階 電話 ０２６７－６３－５１７７ FAX ０２６７－６３－０６１１
さく成年後見支援センター (佐久市社会福祉協議会)	成年後見制度や権利擁護に関する相談に対応する支援センターです 開所時間：平日８時３０分～１７時１５分 佐久市下越１６番地５ あいとびあ臼田内 電話 ０２６７－８８－８３３９ FAX ０２６７－８２－７２０１
ろうあ者相談員 長野県聴覚障害者協会	ろうあ者による相談員を設置し、日常生活上の問題（結婚、家庭、職業等）について相談に応じます 長野県障がい者福祉センター「サンアップル」内 長野市下駒沢５８６ 電話 ０２６－２９５－３６１２ FAX ０２６－２９５－３６１０
こども（１８歳まで）の養育に関する総合的な相談 女性のための相談 小諸市福祉事務所 (小諸市こども家庭支援課 こども家庭相談係)	家庭における養育上の心配ごとや困りごとの相談に応じます。 母子・父子家庭における問題、女性の相談に応じます 電話 ０２６７－２２－１７００（代）
無料法律相談 小諸市役所 (市民課市民協働・相談係)	弁護士による市民無料法律相談を、年９回開催します 相談は無料で、秘密は守られます 電話 ０２６７－２２－１７００（代）
無料法律相談 佐久広域連合	弁護士による無料法律相談を開催します。 相談は無料で秘密は守られます。 電話 ０２６７－６２－７７２１

《後期高齢者医療制度への移行》

保険証の種類	内容	対象者
後期高齢者医療費 被保険者証 【問合せ先】 小諸市役所 （市民課国保年金係）	65歳から74歳で、一定程度の障がいがあり、加入を希望する方 ・市民課の担当窓口に申請し、長野県後期高齢者医療広域連合の認定を受ける必要があります。 ・今まで加入していた健康保険からは脱退することになります。 ・今まで加入していた保険で、限度額適用・標準負担額減額認定証または特定疾病療養受療証の交付を受けていた方は、改めて長野県後期高齢者医療広域連合の認定を受ける必要があります。	65歳から74歳まで ・身体障害者手帳1～3級と4級の一部の方 ・療育手帳A（重度）の方 ・精神障害者保健福祉手帳1、2級の方 ・国民年金などの障害年金1、2級を受給している方